

中心市街地再生支援事業 (R1 予算額：100万円)

1. 補助目的

中心市街地再生の官民協働の取り組み「こまがねテラス・プロジェクト」推進のため、その実現に向けた継続的な事業に対し、初動期経費の一部を補助します。

※「こまがねテラス・プロジェクト」とは：

「まちづくり勉強会」「まちなかワークショップ」での検討から生まれた中心市街地再生の新たな取り組みです。「二つのアルプスのふもとのまち」であることを再認識し、中心市街地を居心地のよい「テラス」のような場所にしていきたいため、それぞれの自立した「実践」によって、中心市街地と山をつないでいこうという取り組みです。

2. 補助対象経費及び補助率

○対象経費：こまがねテラス・プロジェクトのアクションプランの実現に要する初動期の経費
(食料費、旅費、人件費は除きます)

○補助率：対象経費に3分の2を乗じて得た額以内(限度額：30万円)

○制限等：補助金の交付は、一の年度につきそれぞれ1回を超えて受けることができません。

3. 補助要件

○事業計画書を作成すること。

○審査基準を満たしていること。

○補助事業の完了後、自主財源による事業の継続が見込まれること。

○本事業の取り組みは、原則として2年以上継続すること。

○年度末に、前年同期との売上高比率を測定し、報告すること。(補助金交付年度末、翌年度末の2回)

4. 交付申請時提出書類

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 交付申請書(様式第1号) | (4) 構成員名簿(複数の者で行う場合) |
| (2) 補助事業計画書・収支予算書 | (5) 店舗等の現況写真(改修する場合) |
| (3) 見積書 | |

5. 実績報告時提出書類

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 実績報告書(様式第4号) | (4) 事業活動時の写真(改修の場合は、改修後の写真) |
| (2) 補助事業報告書・収支決算書 | (5) 広告物(作成した場合のみ) |
| (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し | |

6. 注意事項

- (1) 必ず事業開始前に交付申請手続きを行ってください。
- (2) 対象経費には、消費税は含まないものとします。
- (3) 審査の結果、補助希望額を下回ることがあります(審査内容は公表いたしません)。
- (4) 交付決定後、内容または金額に変更が生じた場合は、速やかに交付変更申請手続きを行ってください。
- (5) 補助要件に違反した場合は、補助金を返還していただくことがあります。
- (6) その他詳細については別途お問い合わせください。

7. お問い合わせ先

■駒ヶ根市 商工振興課 商業係 担当：小池・寺平 (TEL 83 - 2111 【内線 431】)